

# 熊本県老人クラブ連合会指定旅館設置要綱

## 1. 目的

会員が時代に添った新しいクラブの研修旅行を創造するために、また、楽しい交流の場を作るために安心して活用できる場（旅館）を提供しようとするものである。

## 2. 指定方法

- (1) 旅館の指定は理事会に諮って決定する。
- (2) 指定を受けた旅館については、県老連指定旅館証（別図）を交付する。

## 3. 指定期間

一ヶ年とするが、再指定は妨げないものとする。

## 4. 指定料

一ヶ年10万円とし、指定を受けた業者は当該年度の指定された納期限までに県老連指定銀行口座（肥後銀行水道町支店 普通預金 2646456）に振り込むものとする。

## 5. 指定についての広報

指定旅館の案内（一覧表）を写真入りで作成し各単老に配付の外、年2回発行の県老連だよりに掲載し会員に周知を図り、クラブ活動に活用するよう努める。

## 6. 指定旅館の措置

- (1) 指定を受けた旅館にあっては、本会交付の指定旅館証を玄関の見易いところに掲示するとともに指定の趣旨を踏まえ、会員の希望に添うよう努めるものとする。
- (2) 指定期間が終了した時は、指定旅館証は速やかに本会あて返還するものとする。  
なお、再指定の場合は、交付している指定旅館証を継続することとし、改めて新しい年度の指定証は交付しない。

## 7. 老人クラブ名簿の提供

指定旅館については、連絡その他を密にするため、指定年度発行の「老人クラブ名簿」を提供する。

## 8. 禁止事項

「熊本県老人クラブ名簿」については、個人情報であるため取り扱いに十分注意をし、契約の趣旨に添った文書等の発送のみに利用するものとし、名簿のコピー、第三者への貸与譲渡など目的外の使用を禁止するものとする。

指定期間が終了した時は、老人クラブ名簿は速やかに本会あて返還するものとする。

附 則 1 この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

2 この要綱の改定は平成13年11月28日から施行する。

3 この要綱の改定は平成22年11月12日から施行する。

4 この要綱の改定は平成27年3月6日から施行する。